

令和4年7月19日

G P S機能が付帯した「認知症老人徘徊感知機器」の取扱いについて

介護保険の対象となる福祉用具貸与の種目については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(H11.3.31厚生労働省告示第93号)において定められている。

定められた種目のうち、どの製品が介護保険の給付対象となるかについての判断は保険者である市町が行うこととなっており、市町は、厚生労働省告示及び解釈通知に基づき、製品が給付対象となるかどうかを判断する。

公益財団法人テクノエイド協会が、厚生労働省告示、解釈通知、専門家の意見を踏まえ、介護保険において給付対象と考えられる福祉用具を「介護保険福祉用具ガイドブック」及び同協会ホームページに掲載している。

小野市では、原則、「公益社団法人テクノエイド協会」の判定を判断基準としているが、個別の事情により例外的な取扱いが必要とされる場合は、その都度協議し決定している。

G P S機能が付帯した「認知症老人徘徊感知機器」については、例外的な取扱いに該当する。

<運用開始> 令和4年8月利用分～

<対象者> 要介護2以上の方

<具体的な運用>

ケアマネジャーは、次の①～③を行う。

- ① サービス担当者会議において「G P S機器の必要性」について協議を行う。
- ② 協議の結果、G P S機器の貸与が必要であると判断した場合は、「サービス担当者会議の要点(写し)」に「ケアプラン」及び「福祉用具のパンフレット」を添付し、介護保険担当課へ提出する。
→担当課で協議後、電話にて提出担当者へ可否の連絡を行います。電話での内容はケース記録などに記載を残しておいてください。
- ③ ケアプランの見直しに合わせ、「サービス担当者会議の要点(写し)」及び「ケアプラン」を介護保険担当課へ提出する。